

(別紙1)

平成 20年 11月 18日
午(前・後) 時 分 受領

発 言 通 告 書

発 言 の 種 別 (質疑) 一般質問 緊急質問
(不要な文字は消すこと)

発 言 の 要 旨

議案第12号、平成19年一般会計補正予算は高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金決定にともない臨時特例交付金ならびに臨時特例交付金積立金の減額について先決処分による補正です。また議案第13号、条例の一部改正は、平成20年6月12日、政府与党の決定した「高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減などについて」の内、平成20年度の経過的な軽減対策について、先決処分し、議会の承認を求めようとするものであります。私は臨時議会を開き、十分な論議すべきだったと考えますが、見解を求めます。

次に、議案第15号、平成20年度特別会計補正予算に関連して、歳出・保健事業費について、健康診査事業の現状について見解を求めます。また保険事業に、はり・きゅう、マッサージ、人間ドック、脳ドックなどの施策を拡充する考えはないでしょうか。合わせて見解を求めます。

次に、議案第15号、平成20年度特別会計補正予算に関連して、歳出・総務費の内、障害者の後期高齢者医療被保険者証の選択制についてです。市町村の窓口での対応を現在お願いしているところであるとの答弁にとどまっていますが、被保険者数に占める障害者の被保険者証発行の推移とその後の指導・助言はどのようにおこなってきたのでしょうか見解を求めます。

通 知 し ま す 。

平成 20年 11月 13日

大分県後期高齢者医療広域連合議会議員 福間健治



大分県後期高齢者医療広域連合議会議長 長田 教雄 様